

第1回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和7年2月13日（木）午後6時30分～7時30分
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室 2A2B2C
出席委員 9人（欠席：0人）
傍聴人 0人（報道0人）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

- ① 本協議会設置の趣旨説明
- ② 防府市自治基本条例制定の経緯と概要について
- ③ 前回協議会の協議内容と提言書について
- ④ 今後の進め方

○ 事務局

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から「防府市自治基本条例推進協議会」の第1回会議を始めさせていただきます。

委員長が決まるまで、進行を務めさせていただきます。

会議の最中に記録用の写真を何枚か撮らせていただきたいと思います。市のHP等に掲載することがあるかもしれませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

つづきまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料としまして、「会議次第」、「委員名簿」、「資料1～9」をお送りしております。また、本日配布資料として座席表を机上にお配りしております。

○ 委員委嘱状の交付

協議会委員へ委嘱状を交付

○ 部長あいさつ

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、この度は、「防府市自治基本条例推進協議会」の委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

防府市自治基本条例は、施行後、4年を超えない期間ごとに、市民の皆様の参画の下、見直しについて検討することになっております。前回の検討から4年が経過しようとしておりますので、この度、本協議会を設置させていただいたところでございます。

本日は、自治基本条例制定の経緯や条例の概要等について共有させていただき、次回から具体的な検討に入っていきたいと考えております。約1年間という長い期間となりますが、どうぞ皆様、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○ 事務局

続きまして、次第の2「自己紹介」に移ります。

順次、簡単に自己紹介をお願いいたします。

※各委員自己紹介。

○ 事務局

ありがとうございました。

事務局職員はお配りしております座席表のとおりでございます。

事務局職員の自己紹介は省略させていただきます。

皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 委員長・副委員長の選任

※委員の互選により、委員長、副委員長を選任。

○ 委員長あいさつ

3回目ではあるんですけども、自治基本条例は自治の原則を決めたもので、理念や基本原則や役割など素晴らしいことが書いてありますので、条文の見直しと言ってもなかなか色々なアイデアが出てこない場合もございます。私は、基本的にはまとめ役、進行役ですので、委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただいて、提言書を作成したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 副委員長あいさつ

副委員長を務めさせていただきます。精一杯、委員長を補佐してまいりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以降、進行は委員長

○ 委員長

※防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは協議に移ってまいりたいと思っております。

次第の4です。まずは①本協議会設置の趣旨説明、②防府市自治基本条例制定の経緯と概要について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、座ったまま御説明させていただきます。まずは、①本協議会設置の趣旨について、ご

説明をいたします。

「資料1」「防府市自治基本条例推進協議会設置の趣旨及び役割」をご覧ください。

本協議会の名称である、「防府市自治基本条例」は、防府市の自治の基本を定める最高規範として、自治の担い手である市民等と市議会、市長等、つまり行政ですが、その三者が防府市の自治を推進するにあたって必要となる基本的なルールとして平成21年10月6日に制定され、平成22年4月1日から施行されました。

条例の第32条では、「市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。」と規定されています。つまり、4年に一度は市民の方に関わっていただいて条例の見直しの必要性がないか検討し、見直しの必要がある場合などには必要な手続きをこなさい、ということが書いてあります。

この規定により、市民の方の御意見、提言等を市政に反映するため「防府市自治基本条例推進協議会」を設置し、条例の運用状況の点検、見直しについて検討をしていただきます。

次に、2として協議会の役割を記載しています。具体的にどのようなことをしていただくかということですが、まずは市政が条例の趣旨に沿って運用されているかの点検、検証をしていただきます。次に、条例の内容が現在の社会情勢などその時々時代にあった内容であるか、そうでなければ改正の必要があるかどうかということを検討していただきます。最後に、協議していただいた結果を提言書にまとめて、市長へ提出をしていただきます。これが基本的な協議会の役割となっております。

3として協議会の設置要綱ですが、要綱は資料2として添付しております。要綱では協議会の目的、委員の構成、任期などについて規定をしております。第3条で委員の任期は、防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまでということになっております。最終的に、この協議会から提言書を市へ御提出いただくまでが任期ということになっております。

なお、この協議会は、条文の見直しの必要性について検討し、提言書の形で御意見を頂くもので、条例改正や条文の内容を決定するものではありません。協議会で条例改正の必要があるという御提言をいただいた場合には、市が提言書を参考に、最終的な条例の見直しの要否を決定いたしますので、条例改正が必要と御提言をいただいた場合でも、市で検討した結果、条例改正をしない、という可能性もあるということです。

続いて、②「防府市自治基本条例制定の経緯と概要について」御説明いたします。

資料3「防府市自治基本条例の制定の経緯と概要について」を御覧ください。

資料に記載の順に説明してまいります。まず「防府市自治基本条例の制定の経緯」について、その次に「自治基本条例の概要について」説明いたします。

条例制定に当たり、防府市では防府市市民参画懇話会を設置いたしました。

まずは、防府市市民参画懇話会の設置にいたる経緯から御説明いたしますので、資料の4を御覧ください。

資料4は、市民参画懇話会設置までの国と防府市の動向をまとめたものです。

左側、「国」の欄には国の動向を載せております。2000年（平成12年）に「地方分権一括法」が施行され、これによって国と地方の関係は、上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変わりました。地方自治体は、地方自治の本旨に基づいて、自己決定・自己責任によって自治体運営を行うこととなりました。

地方自治の本旨については資料の真ん中下あたりに「憲法92条」を抜粋しております。地方自治の本旨は、団体自治と住民自治といわれていますが、この住民自治を確立するためには、地方自治体は、住民との情報共有のもとで「政策の立案・決定・実施・評価の各プロセス」において、市民参画を進め、協働を推進していくことが必要だと言われるようになりました。

その後、2006年の地方分権改革推進法の成立、2007年の施行により第2次地方分権改革がなされています。

一方、本市の動向ですが、同じく資料4の右、「防府市」の欄を御覧ください。防府市では平成12年度、西暦では2000年度に2001年度を初年度とし、2010年度を目標年次とする第3次総合計画を策定し、基本目標（元気が織りなす大好きなふるさと防府）を達成するための推進理念に「変革と参画」を掲げております。

また、計画推進の方策として4つの推進方策を掲げております。

その方策のひとつである「市民参画の推進」について、2006年に策定した第3次総合計画の後期基本計画から資料に抜粋しております。ここで、前期にはなかった、地方分権という言葉、また、市民の参画と協働による市政を推進することなどが後期基本計画では記載されました。また、同じく後期基本計画において「自治基本条例の整備」が計画推進の方策として示されました。

そこで、防府市では2006年（平成18年）10月に「市民の参画と協働による市政を推進するための仕組みづくりを構築する」必要があるとの考えから、協議いただくための機関として、「防府市市民参画懇話会」を設置いたしました。

構成は資料に載せておりますが、学識経験者や各種団体、市議会、市職員、そして市民主体のまちづくり、参画協働を考えていくことから、20人のうち10人と多くの公募委員を加えて、2年に渡り多くの議論を重ねられ平成20年10月に「（仮称）自治基本条例骨子に関する提言書」を御提出いただきました。

この懇話会による取り組みについて載せたものが資料5になりますので、そちらを御覧ください。

防府市では「市民の参画と協働による市政を推進するための仕組み」の形は問わず、懇話会の協議の中で決めていっていただくということで、行政側は事務局に徹し、懇話会主導で進めてもらう形で、白紙の段階から取り組んでいただきました。これは仕組みを構築するプロセス（過程）が重要であるという考えによるものです。

懇話会の開催状況等について表にまとめております。表の右側に矢印で示しているものが大きな流れとなります。

防府市の行政の仕組み等の「勉強会」から始まり、懇話会が提言書の形で市長へ提言するという仕組みについての検討・協議、第8回会議からはグループに分かれてのワークショップ形式で協議をされました。

ある程度、提言内容についての方向性が出たところでの、具体的な意見としまして、

①つ目は、防府の自治を推進するためのルールは、市民、市議会、行政の三者が共有できる「条

例」という形にすること。また、その条例の種類については、参画条例や協働条例等、他市の事例を見て検討した上で、防府市には「自治基本条例」が必要である。

②つ目として、懇話会委員は法の専門家ではないため、条文作成まではせず「条例骨子」について考えていき、条文は、行政に任せることとする。

③つ目、防府市の自治、まちづくりには、防府市に住民登録がある人だけに関わるのではなく、広く防府市で働く人、防府市で学ぶ人、また個人だけではなく防府市で活動されている団体や企業の方までも含んで市民を定義しようという御意見がまとまりました。

自治基本条例が必要だという大きな方向性が決まった後は、2班体制の小委員会も開催しながら一つひとつの項目について、防府市の条例にはどんな項目を盛り込むのか、すでに制定されていた自治体を参考に御協議いただきました。

平成20年9月には、「市民の皆様にご存知いただく必要がある」という委員からの意見もあり、市民参画懇話会による「自治基本条例に関する市民フォーラム」が開催されました。それまでの取り組みや提言書の内容を中間報告という形で発表をしていただきました。併せて、自治基本条例についての基調講演やパネルディスカッションが行われ、約130人の参加をいただきました。

その後、2年間の協議内容、フォーラムでのアンケートなどをまとめ、平成20年10月22日に、市民参画懇話会から市長に提言書を提出していただきました。

続いて、お手元の資料6を御覧ください。懇話会の提言書から「自治基本条例の必要性」についてのページを抜粋したものです。自治基本条例が必要な理由として、まず3行目に、「地方自治法には、国と地方自治体との関係や組織、運営に関することについて詳細に定められていますが、行政と市民との関係や住民自治についての特段の規定がない」こと。次の段落の4行目、「市民が主体のまちづくりを実践できる基本的なルールづくりが求められてきており、多くの自治体でいわゆる「自治基本条例」が制定されてきたのではないかと考えられます」という、時代背景的なこと。また、一番下の段落では、「市民、市議会及び行政の三者が、それぞれの立場で協働して住民自治を実現するためのまちづくりを進めていくことが求められています。自治基本条例は、こうしたまちづくりのために、大いに役立つものと確信しています」ということが、自治基本条例の必要性として、こういう理由で条例が必要ですよと、懇話会からの提言書に記載をされています。

次に提言書提出から防府市自治基本条例制定までの流れを御説明いたします。資料7「自治基本条例の解説」を御覧ください。これは全ての条文と、その意味や制定の理由などが記載されています。解説の最後のページになります34ページを御覧ください。ページ中ほどに条例制定の経緯を図で示しております。

提言書の提出までは先ほど御説明したとおりです。提言書の提出を受けて、行政が条例の「案」を作成いたしました。その後、条例案だけではなく条例の名称も併せてパブリックコメントを実施し、市民のみなさんからの御意見をお聴きした上で、平成21年の6月議会へ条例の案を上程しましたが、市議会ではしっかり条文を審査したいということで継続審査となり、9月議会において修正案が可決成立し、平成21年10月6日に告示され、平成22年4月1日から施行となりました。

以上が、防府市自治基本条例の制定の経緯でございます。

次に、自治基本条例の概要について、説明します。資料は引き続き解説を御覧ください。

自治基本条例とは、一言で言えば自治体運営の指針であり総合的な条例と言えます。条例によって何かを制限したりするものではありませんので、市民生活に直接影響を与えるものではありません。

しかし、様々な政策形成等の過程において、市民の参画や市民との協働を進めるためには、また、自己決定・自己責任で自治体運営を推進していくためには、「自分たちのルール」が必要になるということであり、条例制定を機に、市民、市議会、行政が相互に自治意識を高め合うことが期待できるといわれています。条例の解説を御覧いただければ、そのあたりも御理解いただけると思います。本日は解説の詳細についての説明まではいたしません、そういったことを意識しながら自治基本条例の検証、協議をいただきたいと思っております。

それから、参考までに、自治基本条例の制定状況についてですが、全国的には平成13年に施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」に続き、今では多くの自治体で制定されています。NPO法人 公共政策研究所という機関が全国の自治基本条例の状況をまとめており、それによると令和6年4月1日時点で全国1,788自治体のうち409の自治体で条例が制定されているようです。

県内におきましては、防府市で初めて制定し、続いて山陽小野田市が、自治基本条例を平成24年4月1日から施行されています。その後、県内での制定はありません。

最後に、条例のつくり、構成等について簡単に御説明いたします。引き続き、資料7、条例解説の33ページに、条例の構成図をお示ししておりますので、こちらをご覧ください。

防府市の自治基本条例の構成は前文と、本則は第1章総則から第10章その他の章まで10の章立てと附則から成り立っております。条例の全体的な事となる第1章や、市民、市議会、行政のそれぞれの責務や権利などに分かれております。解説の28ページ以降には条文だけを記載しておりますが、これから条例の運用状況や条文の改正の必要性についてなど、委員の皆様には条例、条文について十分御理解いただく必要がございます。その時に、条文だけを見ても検証が難しいということもあるかもしれませんので、条文と併せて各条文の解説も見ていただきたいと思っております。なお、次回以降の協議会で、条文と解説について一つひとつ確認しながら検証を進めていく予定ですので、本日の協議会では概要のみの説明とさせていただきます。

大変長い説明となりましたが、以上で協議事項の①②について説明を終わります。

○ 委員長

今の事務局説明について、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

○ A委員

今回の資料について、基本的には持参した方がよろしいでしょうか。色々説明がある中で、これらの資料があった方が分かり易いと思っております。

○ 事務局

次回からも、ご持参いただけたらと思います。

○ B委員

この資料は、現段階では部外秘ということでしょうか。

○ 事務局

この資料につきましては、ホームページに掲載いたしますので、部外秘ではございません。

○ 委員長

以上で、よろしいでしょうか。

⇒意見無し

続いて、③前回協議会の協議内容と提言書について、④今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、③前回協議会の協議内容と提言書について御説明します。

「資料8」令和3年12月13日提出の「防府市自治基本条例見直しに関する提言書」をご覧ください。こちらは、前回の協議会による検証、検討の結果を取りまとめて、市長へ提出していただいた提言書になります。

表紙を開いていただいて最初のページをご覧ください。「はじめに」ということで協議会に関することや、条例改正の必要性について条文ごとに検証を行ったこと、この提言をもとに様々な課題の改善に努め、この条例の理念や目的に沿った市政運営を行うよう求めています。

さらに1ページめくっていただいて、検証の結果が記載されています。

まずは、条例の見直しに関する事項で、これは条例改正の必要性に関する検証の結果です。

第32条にて、この条例の見直しについて、必要な措置を講じることと定められております。この条文について、条例が適切に運用されているか定期的な検証は必要であること、市民参画の方法を検討すること、また、検証に関して明記することなど意見がでましたが、協議をした結果、条例の運用を工夫することで対応可能であるとの意見から、条例改正を行う必要はないと結論されました。

また、条例の解説について、「市民参画の下「条例が適切かつ円滑に運用されているかの検証を行うこと」「条例を推進していく方法の検討を行うこと」「社会情勢に合わせて条例を見直す必要があるかの検討を行うこと」の3項目を記載し、条例の運用状況の定期的検証が行われるよう検討してください」と提言されております。

資料7の「防府市自治基本条例の解説」26ページをご覧ください。第32条について解説がありますが、次の27ページの1行目に、「条例の見直しについて検討する際には、市民参画の下、条例が適切かつ円滑に運用されているかを検証します。あわせて、社会情勢に沿った条例であるかどうか

か、また、条例の周知や適正な運用を図るための手法についても検討を行います」と、記載があります。これは、この提言を受けて追記をした部分となります。

「資料8」の提言書に戻りまして、2ページをご覧ください。

その他、新たな条文の追加についても協議されております。SDGsや文書管理、ICTの活用について、条文を追加するかの協議もなされました。その結果、総合計画や他の規程に記載されていること、また、防府市の最高規範に位置付けられた条例であり、大きな社会情勢の変化や法改正に伴う場合に行われるべきものとの意見から、新たな条文制定の必要はないと結論されました。

続いて、3ページをご覧ください。

ここからは運用状況に関する事項ということで、条例改正に関する部分ではなく、条例に沿った取り組みに対する提言になります。

簡単にご説明してまいります。

ア 市議会の役割と責務では、「議会モニター」の要件について、条件を付すことで、再任を認めることについて検討すること。

イ 市の職員の責務では、通信教育の受講者を増やすなど、市の職員が更に自己研鑽に努めることが必要であること。

ウ 情報の提供及び公開では、SNSなどの活用による情報提供や、定期的なホームページの更新等が必要であること。

エ 危機管理については、災害時の女性リーダーの育成、避難所での高齢者や障害者への配慮、企業との連携による災害ボランティアの育成、市民が防災講座等を受講できる体制づくりなどが必要であること、また、市が開設する避難所の確保や受け入れ態勢の整備に努めること。

オ 審議会等の運営では、公募委員を登用することについて、審議会ごとに必要性の検証等を行い、審議会に占める公募委員の割合が実態に即したものとなるよう見直す必要があること。

カ 協働の推進については、防府市協働事業提案制度の更なる活用のための取組や、地域おこし協力隊などの人材育成が必要なこと、また、NPOなどの活動の評価について、適切な仕組みを検討をすること。

キ 国、山口県及び他の自治体との連携では、連携協力体制は市の執行部内部においても重要で、各部署間での情報共有や連携強化に努める必要があること。

ク 文書管理については、市の指定管理者や外郭団体についても、市と同等の事務処理が行われるよう適切な助言、指導をされること。

最後、ケ 市の事業の見直しについては、市の行う事業等が、時代に沿ったものであるかという視点で見直すこと、また、事業を整理し、廃止の検討も必要であるという提言をいただいております。

そのまま次のページまでご説明します。5ページには前回の協議会の開催状況を記載しております。

第2回目と第3回目については、条例の運用状況の検証、これは、市の取組などに対して、条例の理念や基本原則との乖離はないか、規定内容が時代や社会情勢に対応しているかという点で検証し

ていただきました。

第4回目は、条例の運用状況の検証として、前回提出された見直しに関する提言への対応状況について、どう取り組んだかということの検証をしていただきました。

また、第4回目と5回目は取り組み状況なども踏まえ、条文が時代にあったものになっているか、改正の必要がある条文はないか、検討していただきました。

第5回目と6回目では、提出していただく提言書についてご意見をいただき、提言書のとりまとめを行いました。

最終的にご提出いただいたものが、お手元の提言書です。まとめ方についても協議会の中でお諮りいたしますが、前回出た提言なども参考に、これから委員の皆様には御協議いただきたいと思っておりますので、提言書の全体にも目を通しておいていただければと思います。

ここで、実際の条例の改正状況についてご説明いたします。

資料7の「防府市自治基本条例の解説」28ページをご覧ください。

防府市自治基本条例が記載されていますが、32ページまで進んでいただくと、条例の最後の部分になります。第32条のあとに、附則とあり「この条例は平成22年4月1日から施行します」と、この条例が、この日からスタートしたことが記載されているのですが、その後、現在までの15年の間に3回改正をしております。

その内容については、総合計画の関係、個人情報保護の関係、市議会の役割と責務の関係で、いずれも法改正に伴い条例を改正したものです。

協議の最後になります、④今後の進め方についてご説明します。

資料9をご覧ください。これからの協議会の開催スケジュールの案をつけております。第1回が本日、2月13日で、協議内容は記載のとおりです。会議の開催回数及び開催時期につきましては、あくまでも事務局の考えている予定となりますので、会議の進捗状況などによりましては、回数や開催時期は変わる可能性があります。

次回以降についてですが、第2回目は4月に開催予定です。第2回と第3回で条例の運用状況に関する資料を作成いたしますので、それに基づき検証を行っていただきます。その後、第4回と第5回では協議の中で洗い出された課題と、庁内で見直しを要する箇所について調査した結果を提示しますので、条文等に関する検討、これは条例改正の必要性に関する協議と、併せて、条例の解説についてのご意見をいただきたいと考えております。

第6回目には検討の結果を提言書としてまとめていただきます。

特段、条文の見直し等の必要がないようでしたら、その旨を提言いただき、現在の自治基本条例が、より実効性をもつものとして機能するよう、協議の中で出た指摘などの課題点の意見については、提言書の中に協議結果として載せていただくということで考えています。

スケジュールどおりに進めば、提言書の提出は11月を想定しておりますが、協議の進捗状況や協議内容によって変更となる可能性があります。

この辺りにつきましては、会議の進捗状況をみながら、調整をさせていただき、進めていきたいと考えています。

スケジュールの下には、提言書をご提出いただいた後の市の取組について、フロー図で示しております。

条文の見直しが不要の場合については、いただいた提言書を市のホームページ等で公表させていただくことになります。

条文の見直しが必要な場合につきましては、右側のフローになります。先ほど申し上げましたとおり、提言書を基に市で最終的な条文見直しの必要について検討・決定を行い、市で条例改正案を策定し、パブリックコメントを一ヶ月間実施して、その結果を考慮した最終的な条例改正案を議会上程するというスケジュールになります。

条文の見直しが必要な場合もそうでない場合も、協議会からいただいた提言に基づく取り組みは行ってまいります。

以上で協議事項の③④について説明を終わります。

○ 委員長

ありがとうございました。前回の協議会の内容と提言書、今後の進め方を事務局から説明していただきました。

御意見、御質問等あればお願いします。

○ A委員

第6回目まで、時間的にはどのようにお考えですか。

○ 事務局

次回以降は協議事項によりませんが、1時間から1時間半を目途に実施したいと考えております。

○ A委員

スタート時間は。

○ 事務局

スタート時間は、本日は18時半からとしましたが、日中の例えば15時から出来たらと考えております。また、皆様には日程も含めて、改めて時間調整をさせていただきたいと思っております。

○ B委員

検証というのは、条例の文言に対して付け加えるとか、言い方を変えるとか、そういうことの検証ですか。実際に、この条例が守られているかどうか、提言されたものが実行上はどうか、ということを検討した記録というのはあるんですか。

○ 事務局

次回以降になりますが、この提言について検討して変えていったとか、そういったことも含めて適正であるかどうかについても考えて頂けたらと思っております。

○ B委員

例えば、議会について、守られていないと思うこともあるが、そういうことは我々の範疇に無いということですか。

○ 事務局

運用状況についても、条文毎に市の取組がこの条文に従ってされているかを、今後、チェックしていただきます。

まずはこの条例にそって、市がきちんと運営されているかの検証していただいて、その後、この条例を見直していくところが有るか無いかを検討していただくというような形になります。

○ C委員

進め方について、次は大体7章までという目安でよろしいでしょうか。前回の時と同じであれば、7章までぐらいで。

○ 事務局

分量にもよりますが、大体2回ぐらいで、全体の条文を検証して頂けたらと思っております。

○ C委員

それ以上進んでも良いのですが、目安だけ聞いておこうと思ひまして。

○ D委員

参考までで良いのですが、条例が法の改正で変わったというのが平成30年と令和5年と令和6年にあったということなので、平成30年は分かるのですが、その後、何がどう変わったのか、条文の見直しには関係ないのですが、教えて頂けたらと思うので、次回に資料をいただけたらと思ひます。

○ 委員長

次回でよろしいですか。では次回、お願いします。

○ E委員

次回、7章までということなので、そこまで予習しておきたいと思ひます。

○ C委員

最高の優等生文書ですから基本条例は、条例の憲法的なところにある。実際に正しく運用されているかどうかと聞かれても、そんなに幅広く運用状況を検証するような知識は無いですから、本当に部分的に感じているところを出していくしかないかなと思います。前日もやって、消化不良でしたが、今回も同じになるかもしれないですけど。他の公募委員のものでしたら、色々な意見が、こうしたら良いんじゃないかとか、あーしたらいいんじゃないかとかパッと浮かぶんですが、優等生文書なので、なかなかこれをどういじるかとか運用をどう行うかは、そんなに幅広い知識は無いので、自分の身の回りの中で感じることを言うしかないのかなと思います。

○ F委員

改めて見ると良いことが書いてあるなと思いますけど、生活の中でこの条例とギャップがあるか無いかという部分をこの場で検証させてもらって、あれば質問させていただこうかと思っております。

○ G委員

私もまた改めて、防府市の自治基本条例について勉強させていただきたいと思っております。前日も条文に囚われると本当に難しく、皆さんフリーズしたかなという、私も含め記憶があるので。ぜひその条文にとって、どのような運用がなされているのか。作った時も、身近にある自分たちの立場の課題は何、というところから、この条例が出来たというように記憶しておりますので、そういう身近な視点でまたやりたいなと思っております。

○ B委員

短い文章で、中身は何かというのは解説に書いてあるんですけど、自分なりに判断しながら、探りながら、考えていくことが必要かなと思うんですけど、私ももう後期高齢者ですので、なかなか難しいと思うんですけど、勉強しながらお手伝いさせていただけたらと思います。

○ 副委員長

C委員からも発言がありましたけども、自治基本条例自体は基本的な原則的なものを規定しておりますので、ここから具体的に委員が直ちに換えられる類の条例ではないと私も理解しております。弁護士として参加させていただいているからには、弁護士としての視点で皆さんに提供できればと思っております。具体的には次回以降お話しされると思いますけど、現代的な問題が生じており、日々、法律相談に接している立場として、例えばキーワードだけ言うと、メガソーラーという問題があったり、空き家という問題があったり、そういった状況がこの基本条例の市民の定義とかいろ

いろいろな場面で、現代的な問題を考えるうえで適切な定義なのか、そういったことも含めて弁護士としての視点とか意見を皆さんに伝えていけたらと思ってます。

○ 委員長

法律の専門家でいらっしゃいますので、色々よろしくお願いします。

その他御意見はありますか。

⇒意見無し

それでは、5番の「その他」について、事務局からお願いします。

○ 事務局

次回の開催の日程についてですが、4月の下旬に考えております。皆様にお聞きして決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、会議録につきましては、個人情報に触れない範囲で、市のホームページで公開していきます。以上です。

○ 委員長

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

⇒意見無し

それでは第1回協議会は以上で終了いたします。ありがとうございました。